

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	被災者台帳の作成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩尻市は被災者台帳の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

長野県塩尻市長

公表日

令和8年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	被災者台帳の作成に関する事務	
②事務の概要	災害対策基本法の規定に基づき、市内で災害が発生した場合において、被災者に対する総合的かつ効率的な援護を実施するため、被災者台帳を作成する。	
③システムの名称	1、被災者支援システム 2、統合宛名システム 3、中間サーバ	
2. 特定個人情報ファイル名		
被災者台帳ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日 法律第27号） ・第9条（利用範囲） ・別表 55	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[未定]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	総務部危機管理課	
②所属長の役職名	危機管理課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	塩尻市総務部危機管理課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話(0263)52-0280	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	塩尻市総務部危機管理課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話(0263)52-0280	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザ認証の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	I 5. 評価実施機関における 担当部署	消防防災課長 横山 文明	消防防災課長 青木 敏彦	事後	人事異動のため
平成29年3月24日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成27年2月1日 時点	平成29年4月3日 時点	事後	
平成30年7月2日	I 5. 評価実施機関における 担当部署 ①部署	総務部消防防災課	総務部危機管理課	事後	
平成30年7月2日	I 5. ②所属長	消防防災課長 青木 敏彦	危機管理課長	事後	
平成30年7月2日	I 7. 請求先	塩尻市総務部消防防災課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号	塩尻市総務部危機管理課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号	事後	
平成30年7月2日	I 8. 連絡先	塩尻市総務部消防防災課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号	塩尻市総務部危機管理課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号	事後	
平成30年7月2日	I 1. いつの時点の計数か	平成29年4月3日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年7月2日	II 2. いつの時点の計数か	平成29年4月3日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月17日	IV		IV'リスク対策全文	事後	様式変更による
令和4年7月1日	II 1. いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	II 2. いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年7月1日	II 1. いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年7月1日	II 2. いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年7月1日	I 1. ③システムの名称	1、被災者支援システム	1、被災者生活再建支援システム	事後	システムの更新変更による
令和6年7月1日	I 3.. 法令上の根拠	・別表第一 36の2	・別表55	事後	法令の改正による
令和6年7月1日	II 1. いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事前	
令和6年7月1日	II 2. いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年9月1日	II 1. いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月1日	II 2. いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年7月1日	II 1. いつの時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年7月1日	II 2. いつの時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	